

令和 7 年度 高齢者肺炎球菌定期予防接種のお知らせ

接種を希望される方は、下記の案内をよくお読みになり、必要性や副反応について十分理解したうえで接種を受けてください(接種は強制ではありません)。

なお、予防接種に係る費用の一部を助成しております。

記

● 対象者

◎満 65 歳の方

◎65 歳未満で対象となる方(保健センターへ事前申請が必要です)

満 60 歳から 64 歳の方で、心臓・腎臓病・呼吸器疾患・免疫機能障害により、身体障害者手帳1 級程度の障害がある方

★ 今までに肺炎球菌(23 価)ワクチンを接種したことがある方は、この定期予防接種の対象となりません。

● 接種期間 66 歳を迎える誕生日の前日まで

● 接種回数 1 回

● 自己負担金 3,000円 ※ 医療機関窓口でお支払いください。

※上記の負担金は、接種費用の一部です。残りの部分は町が負担します。

※生活保護世帯の対象の方は無料です(保健センターへ事前申請が必要です)。

● 接種方法

1. 接種医療機関に予約

美濃加茂市・加茂郡内の契約医療機関に予約する。

ただし、かかりつけ医が医療機関一覧表以外の県内医療機関の場合で、かかりつけ医での接種を希望する場合は「岐阜県広域化予防接種事業」で接種を受けることができます。まず、かかりつけ医に「岐阜県広域化予防接種事業」での接種ができるかを確認し、川辺町が交付した予診票にて接種を受けてください。

2. 予約した医療機関で接種を受ける

【 持ち物 】

- ・予診票(自宅が必要事項を記入して持参する)
- ・接種記録(予診票と同封)
- ・自己負担金 3,000 円(生活保護世帯の方は町が発行した証明書)
- ・健康保険証等本人が確認できるもの

※予防接種について効果や副反応を理解・納得された上で自署欄を署名してください。

ご本人が自署できない場合は、ご家族が代筆してください。

①接種後 30 分は医療機関で様子を見るか、医師とすぐに連絡が取れるようにしましょう。

②接種記録を受け取り自宅で保管してください。(5 年間は追加接種出来ません。)

接種済証が必要な場合は申請が必要です。保健センターまでお問い合わせください。

予診票を忘れた場合、接種ができないことがあります。また、予診票の裏面には自署欄があります。何らかの理由で自署ができない場合は、代理人が同行して署名してください。

【 施設等に入所中で接種を希望される方 】

- ・県内の施設に入所中又は、長期入院中の方は、施設にご相談ください。
- ・県外の施設入所又は、長期入院中の方で接種を希望される方は、保健センターへご相談ください。(助成制度があります)

● 肺炎球菌とは

肺炎は、日本人の死亡原因の第 3 位となっています。その原因で一番多いのが「肺炎球菌」によるものです。肺炎球菌は身近に存在する細菌の一種で、健康な人ではあまり感染症を起こしません。高齢者や慢性の心臓病・糖尿病・肺の病気等があり免疫の働きが低下している人では、肺炎を起こしやすく重症化すると言われています。

● 肺炎球菌ワクチンとは

肺炎球菌は、93 種類あります。定期予防接種で使用するワクチンでは、重症の肺炎球菌感染症の 7 割を占めると言われている 23 の種類に免疫がつけられるものです。

(すべての肺炎が予防できるというものではありません。)

● ワクチンの副反応は

注射部位の腫れ、熱感、痛みなど、全身症状として発熱、寒気、頭痛、倦怠感、違和感、筋肉痛などがみられることがあります。通常 2～3 日で消失します。また、非常にまれに、アナフィラキシー様反応、血小板減少、ギランバレー症候群、蜂巣炎様反応など重篤な副反応が現れることがあります。